

# 福祉教育ニュース

令和5年7月号 ◆ No.64 ◆ 発行 社会福祉  
法 人 千葉県社会福祉協議会

◆編集◆

千葉県ボランティアセンター  
〒260-8618  
千葉県中央区千葉寺町1208-2  
TEL 043(209)8850  
FAX 043(312)2886  
URL <https://www.chiba-shakyo.jp/volunteer/>

## 学校における 福祉教育・ボランティア学習の進め方

千葉県社会福祉協議会では、学校における福祉教育やボランティア学習の実践を支援するために「ボランティア活動推進協力校指定事業（以下、本事業という。）」を実施しています。本事業を担当される先生の多くから、「昨年度までは新型コロナウイルスの影響により地域と関わる活動に制限があったが、今年度以降、その制限が徐々に解除される中でどう福祉教育やボランティア学習を進めていけば良いのか。」という声が多く寄せられました。

そこで本年5月に開催した協力校連絡会議の中で、淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科准教授の菅野道生様に「学校における福祉教育・ボランティア学習の進め方」をテーマに講義をお願いしました。講義の内容の一部をご紹介します。

### 講義に入る前に ～各学校の課題等の共有～

講義の中で福祉教育について考える前に、自身の中で一番残っている「福祉体験」のエピソードや福祉教育における課題や質問をグループで発表してもらい整理することから始めました。

#### 【参考：アイスブレイクの内容】

- ① お名前
- ② ご所属
- ③ 私の心に一番残っている「福祉体験エピソード」について
- ④ 今の課題や福祉教育について知りたいこと

#### 【自身の中で一番心に残っている福祉体験エピソードを考える理由】

福祉教育を児童・生徒の中に「原体験や経験としていかに深いエピソードとして残していけるか」このような視点から、福祉教育の授業や展開方法を考えるということが大変重要となるからです。記憶や心に残るということは、「実施して終わり」の福祉教育からの脱却とその後につながる福祉教育になるのではないのでしょうか。福祉教育を実践していく、プログラムを考え始める際に一旦、自身の福祉体験について振り返り、そのエピソードが「どのような場面で、なぜ残っているのか」について深掘することが、授業のプログラムを作っていく上で、実は大きなヒントになるのです。

#### 【グループワークで整理した課題や質問】

- ・学校全体で取り組む福祉教育は何かできるのか。
- ・教育課程の位置づけが曖昧だったり、順位が低かったりしてしまう。
- ・他校の事例が知りたい。
- ・福祉体験活動だけで終わってしまっていないか。形式的で、学習が深まっていない気がし、その後が無い。
- ・他機関の協力がもっと欲しい。



グループワークの様子

## 福祉教育とは ～定義の再整理～

単に「福祉教育」といっても様々な定義があります。本講義の中では2つの定義について再整理し、「福祉教育」の意味を改めて考えました。

### 福祉教育とは（大橋謙策1983）

「憲法第13条、第25条に規定された基本的人権を前提にして成り立つ平和と民主主義社会をつくりあげるために、歴史的にも、社会的にも疎外されてきた社会福祉問題を素材として学習することであり、それらとの切り結びをとおして社会福祉制度・活動への関心と理解をすすめる、自らの人間形成をはかりつつ、社会福祉サービスを受給している人々を社会から、地域から疎外することなく、共に手をたずさえて豊かに生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身につけることを目的に行われる意図的な活動」

（全国社会福祉協議会（1983）「福祉教育研究委員会報告書」）から引用

福祉教育については、大橋氏が上記のように定義していますが、福祉に関わる用語は時代によって変化していく特徴があります。したがって、この定義を近年の言葉で再定義すると下記のように読み解けます。

- 社会福祉問題について整理をする
- 社会福祉制度や活動（資源）について理解をする
- 社会福祉問題を解決する実践力を身につける

3つのアクション後、「高齢・障害があっても地域のメンバーの一員としてともに暮らしていくこと」を目指すサイクルを「福祉教育」と定義しています。本定義は、あくまでも福祉分野側からの定義となっているため、各学校では難しい点があると思います。プログラムを展開していく上での目標やチェック項目のような意味合いで考えると良いと思います。

### 福祉教育とは

「地域福祉を推進する福祉教育とは、平和と人権を基盤とした市民社会の担い手として、社会福祉について協同で学び合い、地域において共生の文化を創造する総合的な活動」

（全国社会福祉協議会 福祉教育実践研究会2005）

上記は、全国社会福祉協議会が示している福祉教育についての定義です。この定義では、地域住民に対して、一方的に福祉教育を教えていくという意味合いでは、定義していません。

したがって、学校教育現場でも、一方的に福祉について教えていくことは「福祉教育」とは少し意味が異なるということになります。また「福祉（しあわせ）」というものは、答えがなく、教えることが難しいものとなっています。一概にしあわせといっても人々が持つしあわせは、千差万別で、中には一般的にしあわせに見えない事柄も含まれていることもあるため、正解がないものとなっています。故に一方的に福祉を指導することは、本来の福祉教育と乖離があるといえます。この意味合いで福祉教育を考えるのであれば、地域の様々な人たちとともに学び合う「場」や「機会」をつくり、地域の多様な価値観や人に触れ、多様な人がいることを知り、そしてそれを互いに尊重し合うにはどうしたら良いのか、その具体的な手法を学び合うのが福祉教育といえます。これは児童・生徒のみだけでなく、地域の様々な方・教員（実施する側）もともに学んでいるという側面もあります。

つまり、福祉教育は、一方的に指導するのではなく、様々な立場の人たちが一緒に考え、学ぶ、教育となっているのです。

## 現在の福祉教育の問題点 ～貧困的な福祉観の再生産～

定義の中でも触れましたが、福祉教育は社会福祉問題を学習素材として取り上げ、机上の学びだけではなく、多様な価値観を持つ人々と直接的なふれあいや対話を通して、社会福祉を現実の問題として捉え、学ぶことを重視しています。

現在の福祉教育の問題点として、福祉の授業が「疑似体験」に矮小化されがちということがあります。また、新型コロナウイルスの影響により、学校外での福祉教育の実施が困難になった結果、高齢者疑似体験、障害の疑似体験が主流となりつつあります。

「疑似体験」を授業に取り入れること自体は悪いことではないですが、実施する場合、大変注意が必要となります。その理由としては、その後の感想の多くに「怖かった」「可哀そうだった」「大変だった」という「福祉の負の部分」が強調されて伝わりがちだからです。これを「貧困的な福祉観の再生産」と呼びます。また、その大変さや思いを知った児童・生徒が、「街の中で当事者を見かけたら声を掛けて助けてあげたいです。」といった感想文等が上がってきます。一見すると、とても良いストーリーだと思われそうですが、実はここには大きな落とし穴があり注意が必要なのです。

### 「地域共生社会」とは

「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」

(厚生労働省「地域共生社会ポータルサイト」)

現在、厚生労働省では「地域共生社会」というスローガンを掲げており、ポイントは以下のとおりです。

- 対象者の属性を問わない分野横断の社会福祉制度・サービス
- 一方的・固定的な「支援」関係からの脱却
- 住民・当事者を含む多様な主体の参加、連携、協働

この「地域共生社会」の視点から、「疑似体験」を結び付けて考えてみると、「可哀そうだから、助けてあげたい」という思いは、一方的・固定的な「支援」関係の構築の一助となってしまう、かえって立場の優位性を際立ててしまいかねません。

疑似体験は、あくまでも「気づき」の導入の一つであり、その後の展開が大切です。疑似体験を通じて援助技術を覚えることが第一の目的ではなく、疑似体験を含めた福祉教育を通して、共に生きるとは何か、老いるとは何か、障害とは何か、という問いかけをしながら人のいのちの問題を考えていくのが、福祉教育の本質的なねらいです。

「貧困的な福祉観の再生産」を招かない、疑似体験プログラムの詳細については、福祉教育ニュース(令和4年3月号)に記載されています。疑似体験プログラムを行おうと計画している方はぜひ、一度、参考に読んでみてはいかがでしょうか。

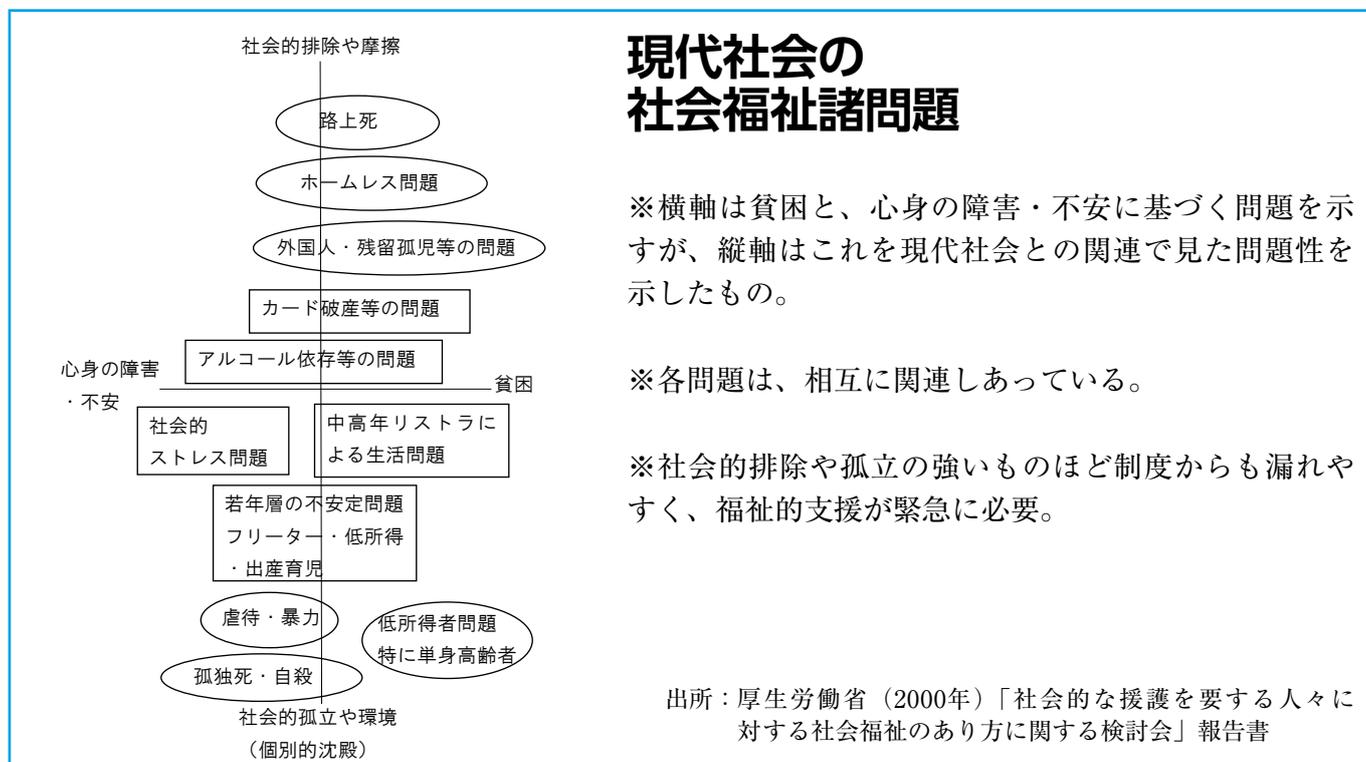
(<https://chiba-shakyo.jp/volunteer/fukushi-news/>)



## おわりに

現在、福祉教育といえば「高齢者」や「障害者」といった分野が主に取り扱われていると思います。授業の枠組みに当てはめやすい分野に偏ってしまうのは仕方がないことだとは思いますが、しかし、高齢者や障害者が社会福祉問題の全てではないことは、押さえておく必要があります。

下記の図、「現代社会の社会福祉の諸問題」をみると、地域の中には多様な問題があることがわかります。各学校所在地の地域特有の問題について、福祉教育と切り結んで取り組んでいくとさらにリアルティなプログラムになるのではないのでしょうか。



ただし、授業の枠組みにおいて取り扱いにくい分野もありますし、先生だけでは難しい部分が多くあると思いますので、地域福祉領域を専門とし、地域の特有の問題を熟知している「社会福祉協議会」にぜひ、ご相談ください。学校所在地域でしか実施できない福祉教育プログラムを一緒に考えさせていただきます。

福祉教育プログラムについては、千葉市社会福祉協議会各区ボランティアセンターでご相談・お手伝いしますので、お気軽にお問合せください。

## 福祉教育の参考資料

- ①小学生向け福祉冊子「やさしい気持ち」（千葉市社会福祉協議会発行）  
小学4年生向けに配付している福祉教育の副読本です。
  - ②中学生向け福祉冊子「やさしい社会をつくる」（千葉市社会福祉協議会発行）  
中学2年生向けに配付している福祉教育の副読本です。
  - ③福祉教育ハンドブック ACCESS & SUCCESS  
（福祉教育ハンドブック編集委員会・千葉県社会福祉協議会発行）  
福祉教育を効果的に行うためのチェックリストなどがあります。
  - ④授業で使える 福祉教育プログラム集【障害編】  
（福祉教育プログラム＜障害編＞検討委員会・千葉県社会福祉協議会発行）  
子どもたちが障害について考え、話し合うきっかけになるプログラム例を掲載。
  - ⑤授業で使える 福祉教育プログラム集【高齢者編】  
子どもたちが高齢について考え、話し合うきっかけになるプログラム例を掲載。
- ※③④⑤は千葉県社会福祉協議会ホームページから閲覧できます。



## ◆千葉市社会福祉協議会「福祉教育支援事業」のご案内◆

本会では、学校での福祉教育・ボランティア学習を推進するため、福祉教育支援事業を実施しています。計画の参考にしていただければ幸いです。

### ★「ふれあいトーク」

「ふれあいトーク」は、視覚障害のある方が学校に出向き、「日常生活のこと」や「児童・生徒に考えてもらいたいこと」などについてお話しするプログラムです。

実施を希望される場合は、学校所在区のボランティアセンターまで、ご連絡ください。

聴覚障害については「千葉市聴覚障害者協会」において講師派遣を行っています(有料)。こちらも、学校所在区のボランティアセンターまでご相談ください。

※ふれあいトーク講師の送迎については、本会で行います。

※お申し込みの際には、開催希望日の1か月前(講師によっては2か月前)を目安として、候補日を複数お伝えください。

※講師の都合によっては、ご期待に沿えない場合もございます。あらかじめ、ご了承ください。



### ★「福祉体験用具の貸出し」

市及び各区ボランティアセンターでは、福祉教育・ボランティア学習を支援するため、さまざまな福祉体験用具の貸出しを行っています。ご利用いただくには、予約が必要です。

各ボランティアセンターまでお問い合わせください。

#### ◆体験用具の一例◆

＜高齢者疑似体験セット(シニアポーズ)＞ ※取扱：中央区除くVC

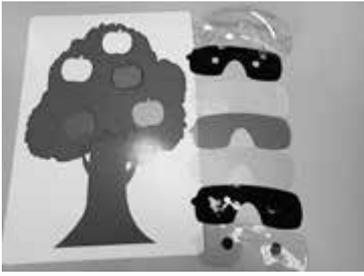


加齢に伴う自然な身体変化や、脳卒中などの病気の後遺症、けがなどの障害によって生じる身体機能の低下・日常生活の不自由さを体験できるセットです。

高齢者に対する接し方や生活環境、バリアフリーなどについて考えさせる体験学習などに活用いただけます。

※令和5年4月1日から、緑区ではエルダートライを廃止し、シニアポーズへと変更しました。

## <視覚障害体験ボードセット> ※取扱：市VC



グラス（めがね）と、樹木を描いた紙製のマグネットボード・リングの形をした5色のマグネットのセットです。

樹木のボードにリングの形をした5色の紙製のマグネットを貼り、グラスに6種類のシートを装着することで、白内障や視野狭窄などの状態、視覚障害における色の識別についての疑似体験ができるようになっていきます。

視覚障害についての学習に活用いただけます。

## <視覚障害体験プレートセット> ※取扱：花見川区・稲毛区・若葉区・緑区・美浜区

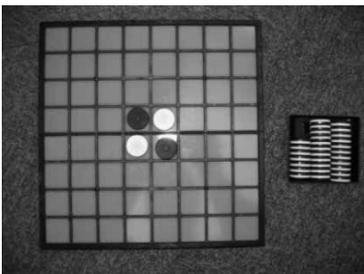


グラス（めがね）と、裏側にマグネットの付いた12枚の紙製プレート（非常口標示板など）のセットです。

グラスに3種類のシートを装着することにより、白内障や視野狭窄などの状態、視覚障害における色の識別についての疑似体験ができるようになっていきます。

視覚障害についての学習に活用いただけます。

## <マグネットオセロ> ※取扱：中央区除くVC



石にはマグネットが入っていて、盤のマス目の仕切りが凸状になっているため、置いた石がずれません。また、石の白い面は平面、黒い面には渦巻き状の凹凸が付いているので、石の表裏が、触れることでわかるようになっていきます。視覚障害についての学習に活用いただけます。

## <時計付き音声電卓> ※取扱：中央区除くVC



キーを打つと、音声で「押したキー」や「計算結果」などを読み上げる、時計機能・アラーム機能の付いた10桁の小型音声電卓です。

視覚障害についての学習に活用いただけます。

## <鈴入りサッカーボール（ブラインドサッカーボール）> ※取扱：中央区除くVC



ボールの中に鈴が入っている、ブラインドサッカー（視覚に障害のある方がプレーできるように考案されたサッカー）用のボールです。

転がると鈴が鳴って、ボールの位置を音で確認できるようになっています。ブラインドサッカー体験をはじめとした、

視覚障害についての学習に活用いただけます。

## ＜妊婦疑似体教材＞ ※取扱：花見川区・若葉区・美浜区・市VC



妊娠時期の身体の変化などを体験することができるセットです。

砂袋を1kg単位で装着することができる仕組みとなっていますので、妊娠中期から妊娠後期にかけて、妊娠時期の身体の変化を体験することが可能です。

## ★福祉体験用具の数量一覧表

(令和5年4月1日現在)

	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	市VC
高齢者疑似体験セット 〔シニアポーズ〕		12	12	12	12	12	12
車椅子〔自走式〕	4	11	10	10	10	10	15
白杖〔折りたたみ式〕 〔直杖〕		50	50	50	40	60	40
点字器〔通常サイズ〕 〔小型サイズ〕		35	60	60	60	60	100
点字マニュアル		25	60	60	60	60	100
視覚障害体験プレートセット		5	5	5	5	5	
視覚障害体験ボードセット							5
マグネットオセロ		7	7	7	7	7	6
点字ランプ		7	7	7	7	7	7
音声電卓		4	7	7	4	7	6
鈴入りサッカーボール		7	7	7	7	7	7
体験用点字ブロックセット			1				1
妊婦疑似体験教材		1		2		2	2

※中央区ボランティアセンターは、車椅子のみの貸出しです。また、駐車場は有料となっておりますのでご注意ください

## ★「出張ボランティア・福祉体験講座」

ボランティアセンターの職員が学校に出向き、ボランティアに関するお話や、高齢者疑似体験・車椅子体験の指導を行っています。

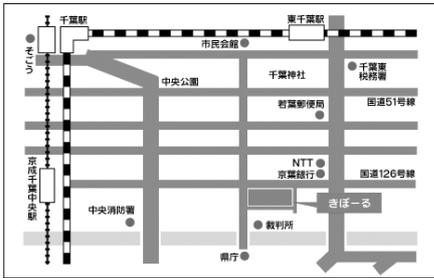
プログラムのご相談やお問い合わせは、学校所在区のボランティアセンターへお願いします。



# 福祉教育・ボランティア学習の相談窓口

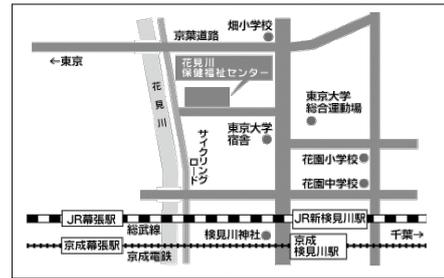
★区ボランティアセンターは、千葉市社会福祉協議会区事務所が運営しています

## 中央区ボランティアセンター



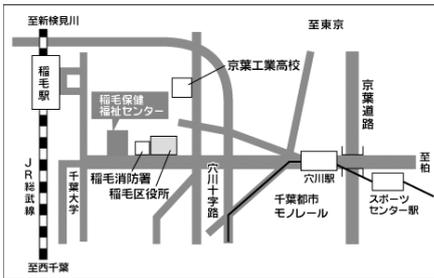
〒260-8511 千葉市中央区中央4-5-1(Qiball〔きぼーる〕15階)  
TEL 043-221-2177 FAX 043-221-6077

## 花見川区ボランティアセンター



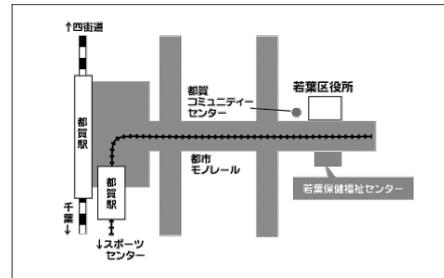
〒262-8510 千葉市花見川区瑞穂1-1(花見川保健福祉センター3階)  
TEL 043-275-6438 FAX 043-299-1274

## 稲毛区ボランティアセンター



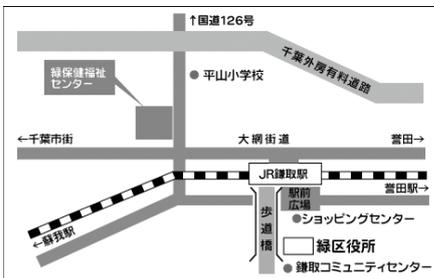
〒263-8550 千葉市稲毛区穴川4-12-4(稲毛保健福祉センター3階)  
TEL 043-284-6160 FAX 043-290-8318

## 若葉区ボランティアセンター



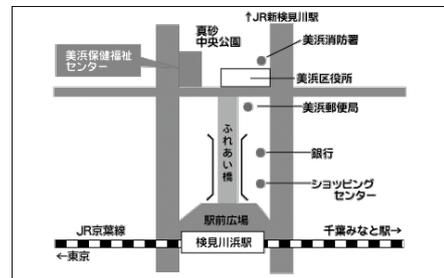
〒264-8550 千葉市若葉区貝塚2-19-1(若葉保健福祉センター3階)  
TEL 043-233-8181 FAX 043-233-8171

## 緑区ボランティアセンター



〒266-8550 千葉市緑区鎌取町226-1(緑保健福祉センター2階)  
TEL 043-292-8185 FAX 043-293-8284

## 美浜区ボランティアセンター



〒261-8581 千葉市美浜区真砂5-15-2(美浜保健福祉センター2階)  
TEL 043-278-3252 FAX 043-278-5775

**OPEN** 月曜日～金曜日 8:30～17:30 第2日曜日 9:00～17:00  
(いずれも祝日、日曜祝日の翌月曜日、年末年始を除く)

## 千葉市ボランティアセンター

〒260-8618 千葉市中央区千葉寺町1208-2  
千葉市ハーモニープラザB棟3階  
TEL 043-209-8850 FAX 043-312-2886  
URL <https://www.chiba-shakyo.jp/volunteer/>

**OPEN** 火曜日～土曜日 8:30～17:30  
(祝日、月曜祝日の翌火曜日、年末年始を除く)

※区ボランティアセンターとは開館曜日・開館時間が異なりますのでご注意ください。

